



毎年度の税制は、前年末に出される税制改正大綱で方向性が決まります。平成27年度(2015年度)の税制改正大綱は、衆院選のあおりを受けて、ごく短期間で議論され、2014年12月30日に発表されました。今回は、自動車関連税制の制度変更に着目し、その中身についてご報告します。

## 平成27年度税制改正大綱 自動車関連税制の変更点 概要

The outline of the tax revision

哲史の  
TETSU学



なお、この税制の複雑さについて、2月6日、安倍総理始め全大臣出席の決算委員会で質しました。



エコカー減税対象の燃費基準を切り上げたことで、**実質的に増税**となりました。

一昨年末に決まった、二輪車を含めた**軽自動車税の増税**や**環境性能課税の導入**(新税の創設)に加えて、今回も増税案が出されました。現政府与党には、**生活者の負担を減らそうという姿勢がまったく見られません。**



制度	税の種類	減税率 (本則税率からの減税率)	対象車(燃費基準別)		今後の方向性
			現行	新制度案(H27年度~)	
エコカー減税	自動車重量税	免税 ※2回目車検も免税	電気自動車等(注1)	電気自動車等	エコカー減税の基本構造を恒久化
		75%	H27達成+20%	H32達成+20%	
		50%	H27達成+10%	H32達成+10%	
		25%	H27達成	H32達成	
		本則税率(0%)		H27達成+5%	
自動車取得税	非課税	電気自動車等	電気自動車等	消費税の10%への引上げに合わせ、廃止自動車税等の環境性能課税と整合させる	
		H27達成+20%	H32達成+20%		
		80%	H27達成+10%		H32達成+10%
		60%	H27達成		H32達成
		40%			H27達成+10%
グリーン化特例	自動車税	75%	電気自動車等	変更なし	消費税の10%への引上げに合わせ、環境性能課税を上乗せ
		H27達成+20%(H32達成)			
	50%	H27達成+20%(H32未達成)	変更なし		
		H27達成+10%			
	軽自動車税	75%		電気自動車等	
50%		適用なし	H32達成+20%(H27達成+35%)		
25%			H32達成(H27達成+15%)		
その他	軽自動車税(二輪車) 新制度期限(H28.4~)	現行より 1.5倍~2.0倍に増税	平成27年度から全ての二輪車を増税する予定を、平成28年度からの適用に延長		

見ての通り、さらに**複雑な制度改正**が予定されています。

消費税率10%への引き上げに合わせて導入することが決まっている**環境性能課税**を、**軽自動車税**にも導入する旨が記載されました。**新たな増税項目**です。



今後の方向性については、平成29年度(2017年度)4月の消費税10%への引上げ時の実施に向けて、**平成28年末までに議論されていく予定**です。

注1) 電気自動車等=電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、PHV、クリーンディーゼル乗用車。  
注2) 各減税対象車のガソリン車・ハイブリット車は、いずれもH17年排出ガス基準75%低減達成車(☆☆☆☆)に限る。  
注3) 新車についてのみ記載。軽自動車税欄の( )内は貨物用、それ以外は乗用。その他の欄は自家用乗用車。

出典: 経済産業省資料を基に作成。

